

②上尾税務署 (☎048-770-1800) 確

受付できる申告

所得税、個人消費税、贈与税の確定申告

開設期間

2月17日(月)～3月17日(月)

相談受付 8:30～16:00 (相談開始は 9:00)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開場します。

入場整理券

入場には、次の方法で発行される入場整理券が必要です。

①国税庁 LINE 公式アカウントを通じた

オンラインでの事前発行

国税庁 LINE
公式アカウント▶



②会場当日配付

※配付状況により受付を終了する場合がありますので、①

のオンラインでの事前発行をおすすめします。

※2月14日(金)以前に申告相談を希望する場合は、

事前に相談日時の電話予約を行ってください。

注意事項

・確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としています。

・マイナンバーカードとパスワード(①数字4桁および②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しください。

・確定申告会場ではスマホ申告を基本としているため、作成済の申告書の検算や書面申告書の作成はできません。

・令和7年から、確定申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません。紙で申告した人も、e-Tax にログインすると、

申告書等の PDF ファイルを確認できます。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。※市役所会場でも収受日付印の押なつは行いません。

・申告書類を郵送する場合は、下記へお送りください。

【住所】

〒362-8504 上尾市大字西門前 577 上尾税務署



申告会場(市役所・地区公民館 / 上尾税務署) 持ち物チェックリスト

申告には、個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認の手続きが必要です。なお、申告内容によって必要なものが変わります。また、税務署の申告会場ではスマートフォンで申告書を作成できますので、スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。

個人番号(マイナンバー)カードまたはその写し

※なければ個人番号(マイナンバー)通知またはマイナンバー入りの住民票と本人確認書類(免許証等)

税務署で利用者識別番号またはID、パスワードを取得している人は、これらがわかる書類(お知らせがき等)

筆記用具

還付金の振込先(金融機関名・支店・口座番号)がわかるもの

所得金額を証明するもの(源泉徴収票、支払調書等)

各種控除証明書、領収書(生命保険料、地震保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、寄附金等)

医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(医療費通知)

障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書



税理士事務所における無料税務相談 確

問 関東信越税理士会上尾支部事務局 (☎048-776-8777)

各税理士事務所にて、無料で税務相談をお受けします。

期間

2月3日(月)～14日(金)

※2月4日(火)および土・日曜日、祝日を除く。

9:30～12:00、13:00～16:00

※税理士事務所によって担当日が異なります。

まずは事務局までお問い合わせください。

対象

①年金受給者の人

②給与所得者で医療費控除を受ける人

③年の途中で退職・就職し、年末調整の済んでいない人

※株・不動産等の譲渡がある人、不動産賃貸等の事業を営む人は対象外となります。

申告 Q&A



Q 確定申告書の様式に変更はありますか？

A 「令和6年分特別税額控除」の欄が増えました。

確定申告書第一表④、令和6年分特別税額控除の欄が追加されていますので、記載漏れのないようお願いいたします。

Q 医療費控除を受けたい場合、準備するものはありますか？

A 「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。領収書やレシート等を提出するだけでは、医療費控除を受けることはできません。この明細書とは「医療を受けた人の氏名」「病院・薬局など支払先の名称」「支払った金額」等を記載した用紙のことです。明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロード

可能なほか、税務署や市役所にも用紙を置いてあります。申告会場に行く前に、明細書の作成をお願いします。※領収書は自宅等で5年間保管する必要があります。※医療保険者等が発行する医療費通知を添付すると明細書の記載を省略できます。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

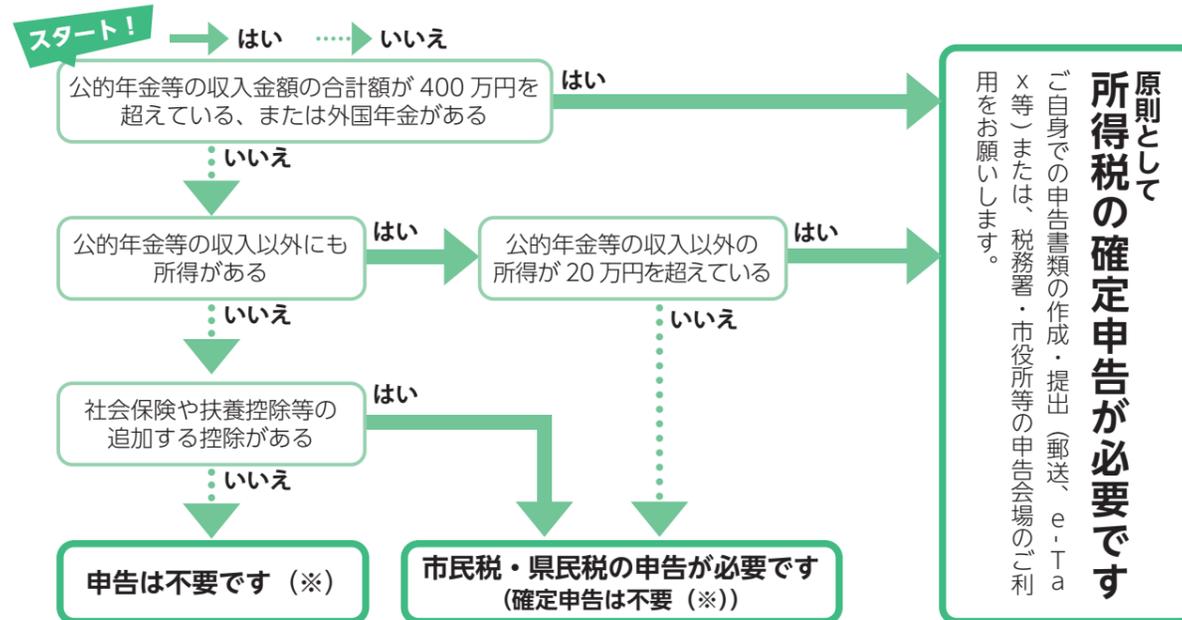
医療費控除について
(国税庁ホームページ)▶



2 医療費(上記1以外)の明細				
[領収書1枚]ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。				
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
北本 トマ吉	トマトクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000 円	
北本 トマ子	北本トマト薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000	
北本 トマ子	トマトクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	20,000

Q 年金しか収入がないけど、確定申告が必要なの？

A 主な収入が年金の人は、下記フローチャートをご覧ください。



※確定申告の義務がなくても、計算上所得税に還付が発生する場合は、確定申告をすることで還付を受けられます。